

「都市における訴訟の係属状況に関する調べ」調査結果の概要

はじめに

本会では、社会経済の進展に伴い行政事務が複雑多様化し、各市において住民との間で訴訟となる事例が増え始めた昭和 53 年以降、その実情を把握するため本調査を実施している。

本調査では、東京 23 特別区を含む全国 712 都市（平成 16 年 3 月 31 日現在）を対象とし、市または市の機関が当事者となっている事件並びに個人たる市長または職員が当事者となっている職務に関する訴訟事件で、

- (1)平成 15 年度中に新たに提起された訴訟事件
- (2)平成 15 年度中に判決等があった訴訟事件
- (3)平成 16 年 3 月 31 日現在裁判所に係属している訴訟事件

について調査し、その結果を以下のとおり、行政事件、民事事件の種別及び類型別に取りまとめた。

第 1 章 係争中の訴訟事件

表 1 は、係争中の訴訟事件の状況を示したものである。平成 16 年 3 月 31 日現在、訴訟事件（調停事件を除く。）は 2,493 件（前年度比 76 件増）で、全国 712 市（23 特別区を含む。）の 61.2%に当たる 436 市（同 39 件増、行政・民事事件の両方に該当している場合は 1 市と数える。）において係争中となっている。

表 1 係争中の訴訟事件（平成 16 年 3 月 31 日現在）の状況

	事件総数	該当市 1 市当たりの 事件数 <事件総数/該当市数>	該当市数	該当市の比率 <該当市/全市[712 市]>
行政事件	736 件（ 46 ）	2.9 件（ 0.1 ）	254 市（ 21 ）	35.7%（ 2.3 ）
住民訴訟	349 件（ 49 ）	2.1 件（ 0.1 ）	168 市（ 19 ）	23.6%（ 2.3 ）
民事事件	1,757 件（ 30 ）	5.0 件（ 0.2 ）	354 市（ 23 ）	49.7%（ 2.3 ）
全 体	2,493 件（ 76 ）	5.7 件（ 0.4 ）	436 市（ 39 ）	61.2%（ 4.3 ）

（注）1 住民訴訟は行政事件の内数、（ ）は対前年度増減を示す。

2 「全体」の該当市に係る数値は行政・民事事件の両方に該当している市があるため、行政事件及び民事事件の合計値とは一致しない。

1. 係争中の訴訟事件の状況

(1) 人口段階別の状況

表 2 は、係争中の訴訟事件を人口段階別に示したものである（主なもの 3 つまで）。「政令指定都市」が「係争中の市の割合」「該当市 1 市当たりの事件数」「人口 100 万人当たりの事件数」すべてにおいて、最も多くなっている。

表2 係争中の訴訟事件における人口段階別の状況

係争中の市の割合		該当市1市当たりの事件数		人口100万人当たりの事件数	
人口段階	該当市の比率 (該当市数/市数)	人口段階	事件数 (事件総数/該当市数)	人口段階 (人口総数)	事件数 (事件総数)
政令指定都市	100.0% (13市/13市)	政令指定都市	58.6件 (762件/13市)	政令指定都市 (20,469,477人)	37.2件 (762件)
50万人以上 100万人未満	100.0% (18市/18市)	50万人以上 100万人未満	13.6件 (244件/18市)	25万人以上 50万人未満 (22,724,430人)	25.4件 (578件)
25万人以上 50万人未満	95.4% (62市/65市)	25万人以上 50万人未満	9.3件 (578件/62市)	50万人以上 100万人未満 (11,039,244人)	22.1件 (244件)

(2) ブロック別の状況

表3は、係争中の訴訟事件をブロック別に示したものである(主なもの3つまで)。「近畿地方」が「該当市1市当たりの事件数」「人口100万人当たりの事件数」それぞれにおいて、最も多くなっている。

表3 係争中の訴訟事件におけるブロック別の状況

係争中の市の割合		該当市1市当たりの事件数		人口100万人当たりの事件数	
ブロック	該当市の比率 (該当市数/市数)	ブロック	事件数 (事件総数/該当市数)	ブロック (人口総数)	事件数 (事件総数)
北海道地方	76.5% (26市/34市)	近畿地方	12.3件 (863件/70市)	近畿地方 (18,007,564人)	47.9件 (863件)
近畿地方	76.1% (70市/92市)	九州地方	7.1件 (340件/48市)	中国地方 (5,768,379人)	34.0件 (196件)
関東地方	71.3% (139市/195市)	中国地方	6.1件 (196件/32市)	九州地方 (10,191,157人)	33.4件 (340件)

(3) 都道府県別の状況

表4は、係争中の訴訟事件を都道府県別に示したものである(主なもの3つまで)。

表4 係争中の訴訟事件における都道府県別の状況

係争中の市の割合		該当市1市当たりの事件数		人口100万人当たりの事件数	
都道府県	該当市の比率 (該当市数/市数)	都道府県	事件数 (事件総数/該当市数)	都道府県 (人口総数)	事件数 (事件総数)
徳島県	100.0% (4市/4市)	大阪府	16.7件 (433件/26市)	鹿児島県 (1,035,457人)	65.7件 (68件)
兵庫県	90.9% (20市/22市)	鹿児島県	13.6件 (68件/5市)	奈良県 (1,043,776人)	61.3件 (64件)
東京都	87.8% (43市/49市)	兵庫県	12.1件 (242件/20市)	大阪府 (8,462,607人)	51.2件 (433件)

(4) 係属裁判所別の状況

表5は、係争中の訴訟事件を係属裁判所別に示したものである。事件数が最も多いのは、「地方裁判所」2,055件で、全体(2,493件)の82.4%を占めている。

表5 係争中の訴訟事件における係属裁判所別の状況

裁判所名	事件名		
	訴訟事件全体(行政・民事)		
		行政事件	民事事件
簡易裁判所	43件 (1.7%)		43件 (2.5%)
地方裁判所	2,055件 (82.4%)	528件 (71.8%)	1,527件 (86.9%)
高等裁判所	298件 (12.0%)	143件 (19.4%)	155件 (8.8%)
最高裁判所	97件 (3.9%)	65件 (8.8%)	32件 (1.8%)
合計	2,493件 (100.0%)	736件 (100.0%)	1,757件 (100.0%)

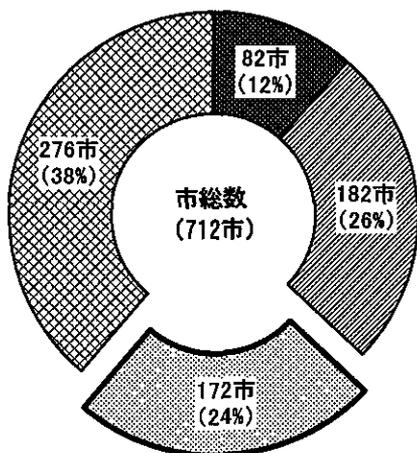
(注) 行政事件、民事事件は訴訟事件全体の内数

2. 係争中の行政事件及び民事事件の状況

第1図は、各市における行政事件及び民事事件の係属状況を示したものである。行政事件及び民事事件がともに係争中の172市について、人口段階別にみると、該当市の比率が最も高いのは、「10万人以上25万人未満の都市」で、29.7% (51市) となっている。また、ブロック別にみると、比率が最も高いのは、「関東地方」で、33.7% (58市) となっている。

第1図 各市における行政事件及び民事事件の係属状況

- 行政事件のみ係争中
- ▨ 民事事件のみ係争中
- ▩ 行政・民事事件ともに係争中
- ⊞ 係争中の訴訟事件なし



<「行政事件及び民事事件がともに係争中の市」における該当市の比率(上位3つまで)>

表6-1 人口段階別における該当市の比率

順位	人口段階	該当市の比率 (該当市数/行政・民事事件ともに係争中の市[172市])
1	10万人以上25万人未満	29.7% (51市/172市)
2	25万人以上50万人未満	27.3% (47市/172市)
3	5万人以上10万人未満	23.3% (40市/172市)

表6-2 ブロック別における該当市の比率

順位	ブロック	該当市の比率 (該当市数/行政・民事事件ともに係争中の市[172市])
1	関東地方	33.7% (58市/172市)
2	近畿地方	20.9% (36市/172市)
3	九州地方	11.0% (19市/172市)

第2章 平成15年度中に新たに提起された訴訟事件

表7は、平成15年度中に新たに提起された訴訟事件の状況を示したものである。新たに提起された訴訟事件は3,025件（前年度比438件増）で、全国712市の45.1%に当たる321市（同32件増、行政・民事事件の両方に該当している場合は1市と数える。）において提起されている。

表7 平成15年度中に新たに提起された訴訟事件の状況

	事件総数	該当市1市当たりの 事件数 <事件総数/該当市数>	該当市数	該当市の比率 <該当市/全市[712市]>
行政事件	393件（51）	2.3件（0.0）	169市（21）	23.7%（2.5）
住民訴訟	172件（52）	1.8件（0.3）	97市（16）	13.6%（2.0）
民事事件	2,632件（387）	10.0件（0.3）	262市（30）	36.8%（3.6）
全体	3,025件（438）	9.4件（0.4）	321市（32）	45.1%（3.7）

（注）1 住民訴訟は行政事件の内数、（ ）は対前年度増減を示す。

2 「全体」の該当市に係る数値は行政・民事事件の両方に該当している市があるため、行政事件及び民事事件の合計値とは一致しない。

1. 新たに提起された訴訟事件の状況

（1）人口段階別の状況

表8は、新たに提起された訴訟事件を人口段階別に示したものである（主なもの3つまで）。「政令指定都市」が「係争中の市の割合」「該当市1市当たりの事件数」「人口100万人当たりの事件数」すべてにおいて、最も多くなっている。

表8 新たに提起された訴訟事件における人口段階別の状況

係争中の市の割合		該当市1市当たりの事件数		人口100万人当たりの事件数	
人口段階	該当市の比率 (該当市数/市数)	人口段階	事件数 (事件総数/該当市数)	人口段階 (人口総数)	事件数 (事件総数)
政令指定都市	100.0% (13市/13市)	政令指定都市	98.5件 (1,281件/13市)	政令指定都市 (20,469,477人)	62.6件 (1,281件)
50万人以上 100万人未満	94.4% (17市/18市)	50万人以上 100万人未満	21.1件 (359件/17市)	50万人以上 100万人未満 (11,039,244人)	32.5件 (359件)
25万人以上 50万人未満	90.8% (59市/65市)	25万人以上 50万人未満	9.1件 (536件/59市)	10万人以上 25万人未満 (22,847,444人)	25.3件 (578件)

（2）ブロック別の状況

表9は、新たに提起された訴訟事件をブロック別に示したものである（主なもの3つまで）。「近畿地方」が「該当市1市当たりの事件数」「人口100万人当たりの事件数」それぞれにおいて、最も多くなっている。

表9 新たに提起された訴訟事件におけるブロック別の状況

係争中の市の割合		該当市1市当たりの事件数		人口100万人当たりの事件数	
ブロック	該当市の比率 (該当市数/市数)	ブロック	事件数 (事件総数/該当市数)	ブロック (人口総数)	事件数 (事件総数)
関東地方	57.4% (112市/195市)	近畿地方	24.4件 (1,222件/50市)	近畿地方 (18,007,564人)	67.9件 (1,222件)
近畿地方	54.3% (50市/92市)	九州地方	15.7件 (534件/34市)	九州地方 (10,191,157人)	52.4件 (534件)
中国地方	51.0% (25市/49市)	中国地方	9.0件 (225件/25市)	中国地方 (5,768,379人)	39.0件 (225件)

(3) 都道府県別の状況

表10は、新たに提起された訴訟事件を都道府県別に示したものである(主なもの3つまで)。「大阪府」が「該当市1市当たりの事件数」「人口100万人当たりの事件数」それぞれにおいて、最も多くなっている。

表10 新たに提起された訴訟事件における都道府県別の状況

係争中の市の割合		該当市1市当たりの事件数		人口100万人当たりの事件数	
都道府県	該当市の比率 (該当市数/市数)	都道府県	事件数 (事件総数/該当市数)	都道府県 (人口総数)	事件数 (事件総数)
東京都	75.5% (37市/49市)	大阪府	59.2件 (888件/15市)	大阪府 (8,462,607人)	104.9件 (888件)
鳥取県	75.0% (3市/4市)	熊本県	48.5件 (97件/2市)	熊本県 (1,116,352人)	86.9件 (97件)
徳島県	75.0% (3市/4市)	福岡県	31.1件 (311件/10市)	福岡県 (3,887,396人)	80.0件 (311件)

2. 新たに提起された行政事件の状況

(1) 人口段階別の状況

表11は、新たに提起された行政事件を人口段階別に示したものである(主なもの3つまで)。「政令指定都市」が「係争中の市の割合」「該当市1市当たりの事件数」それぞれにおいて、最も多くなっている。

表11 新たに提起された行政事件における人口段階別の状況

係争中の市の割合		該当市1市当たりの事件数		人口100万人当たりの事件数	
人口段階	該当市の比率 (該当市数/市数)	人口段階	事件数 (事件総数/該当市数)	人口段階 (人口総数)	事件数 (事件総数)
政令指定都市	92.3% (12市/13市)	政令指定都市	6.4件 (77件/12市)	10万人以上 25万人未満 (22,847,444人)	5.2件 (118件)
50万人以上 100万人未満	72.2% (13市/18市)	50万人以上 100万人未満	2.7件 (35件/13市)	25万人以上 50万人未満 (22,724,430人)	4.4件 (100件)
25万人以上 50万人未満	63.1% (41市/65市)	25万人以上 50万人未満	2.4件 (100件/41市)	政令指定都市 (20,469,477人)	3.8件 (77件)

(2) ブロック別の状況

表 12 は、新たに提起された行政事件をブロック別に示したものである（主なもの 3 つまで）。「関東地方」が「該当市 1 市当たりの事件数」「人口 100 万人当たりの事件数」それぞれにおいて、最も多くなっている。

表 12 新たに提起された行政事件におけるブロック別の状況

係争中の市の割合		該当市 1 市当たりの事件数		人口 100 万人当たりの事件数	
ブロック	該当市の比率 (該当市数/市数)	ブロック	事件数 (事件総数/該当市数)	ブロック (人口総数)	事件数 (事件総数)
中国地方	32.7% (16 市/49 市)	北海道地方	3.0 件 (9 件/3 市)	関東地方 (36,457,886 人)	5.0 件 (184 件)
近畿地方	32.6% (30 市/92 市)	関東地方	3.0 件 (184 件/62 市)	近畿地方 (18,007,564 人)	4.4 件 (80 件)
関東地方	31.8% (62 市/195 市)	近畿地方	2.7 件 (80 件/30 市)	四国地方 (2,718,917 人)	4.0 件 (11 件)

(3) 都道府県別の状況

表 13 は、新たに提起された行政事件を都道府県別に示したものである（主なもの 3 つまで）。

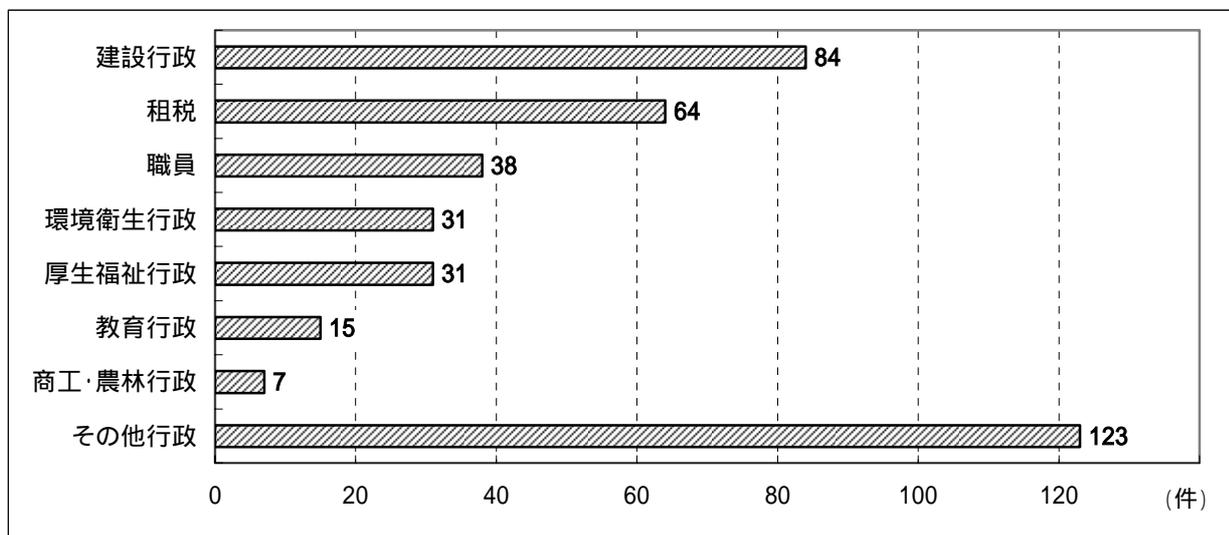
表 13 新たに提起された行政事件における都道府県別の状況

係争中の市の割合		該当市 1 市当たりの事件数		人口 100 万人当たりの事件数	
都道府県	該当市の比率 (該当市数/市数)	都道府県	事件数 (事件総数/該当市数)	都道府県 (人口総数)	事件数 (事件総数)
群馬県	54.5% (6 市/11 市)	東京都	4.3 件 (81 件/19 市)	鳥取県 (377,135 人)	13.3 件 (5 件)
鳥取県	50.0% (2 市/4 市)	京都府	4.3 件 (17 件/4 市)	群馬県 (1,252,465 人)	11.2 件 (14 件)
徳島県	50.0% (2 市/4 市)	宮城県	4.0 件 (8 件/2 市)	京都府 (2,238,669 人)	7.6 件 (17 件)
		長崎県	4.0 件 (4 件/1 市)		

(4) 事件種別の状況

第2図は、新たに提起された行政事件を事件種別を示したものである。事件数が最も多いのは、「建設行政関係」84件で、全体（393件）の21.4%を占めている。

第2図 新たに提起された行政事件における事件種別の状況（平成15年度中）



(注) 新たに提起された行政事件の総数：393件

3. 新たに提起された民事事件の状況

(1) 人口段階別の状況

表14は、新たに提起された民事事件を人口段階別に示したものである（主なもの3つまで）。「政令指定都市」が「係争中の市の割合」「該当市1市当たりの事件数」「人口100万人当たりの事件数」すべてにおいて、最も多くなっている。

表14 新たに提起された民事事件における人口段階別の状況

係争中の市の割合		該当市1市当たりの事件数		人口100万人当たりの事件数	
人口段階	該当市の比率 (該当市数/市数)	人口段階	事件数 (事件総数/該当市数)	人口段階 (人口総数)	事件数 (事件総数)
政令指定都市	100.0% (13市/13市)	政令指定都市	92.6件 (1,204件/13市)	政令指定都市 (20,469,477人)	58.8件 (1,204件)
25万人以上 50万人未満	84.6% (55市/65市)	50万人以上 100万人未満	21.6件 (324件/15市)	50万人以上 100万人未満 (11,039,244人)	29.3件 (324件)
50万人以上 100万人未満	83.3% (15市/18市)	25万人以上 50万人未満	7.9件 (436件/55市)	10万人以上 25万人未満 (22,847,444人)	20.1件 (460件)

(2) ブロック別の状況

表15は、新たに提起された民事事件をブロック別に示したものである（主なもの3つまで）。「近畿地方」が「係争中の市の割合」「該当市1市当たりの事件数」「人口100万人当たりの事件数」すべてにおいて、最も多くなっている。

表 15 新たに提起された民事事件におけるブロック別の状況

係争中の市の割合		該当市 1 市当たりの事件数		人口 100 万人当たりの事件数	
ブロック	該当市の比率 (該当市数/市数)	ブロック	事件数 (事件総数/該当市数)	ブロック (人口総数)	事件数 (事件総数)
近畿地方	46.7% (43市/92市)	近畿地方	26.6件 (1,142件/43市)	近畿地方 (18,007,564人)	63.4件 (1,142件)
関東地方	44.1% (86市/195市)	九州地方	16.0件 (511件/32市)	九州地方 (10,191,157人)	50.1件 (511件)
中国地方	40.8% (20市/49市)	中国地方	10.3件 (205件/20市)	中国地方 (5,768,379人)	35.5件 (205件)

(3) 都道府県別の状況

表 16 は、新たに提起された民事事件を都道府県別に示したものである（主なもの 3 つまで）。「大阪府」が「該当市 1 市当たりの事件数」「人口 100 万人当たりの事件数」それぞれにおいて、最も多くなっている。

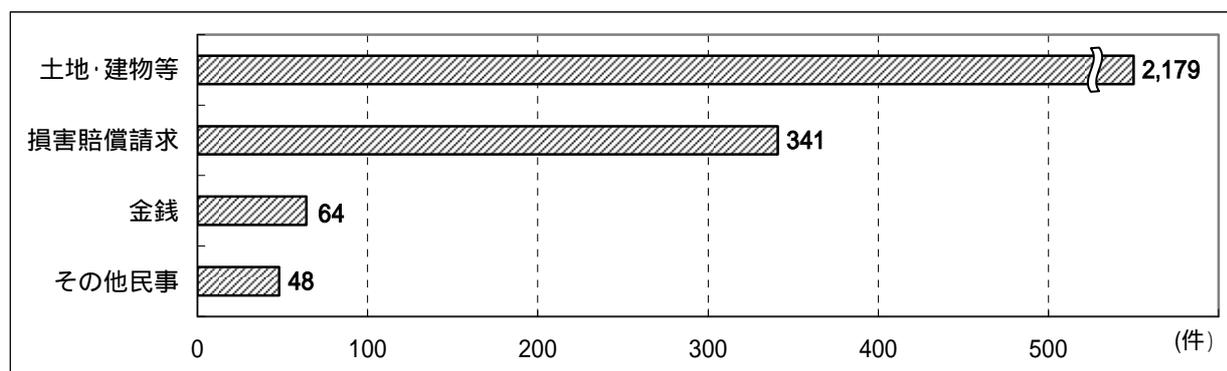
表 16 新たに提起された民事事件における都道府県別の状況

係争中の市の割合		該当市 1 市当たりの事件数		人口 100 万人当たりの事件数	
都道府県	該当市の比率 (該当市数/市数)	都道府県	事件数 (事件総数/該当市数)	都道府県 (人口総数)	事件数 (事件総数)
兵庫県	68.2% (15市/22市)	大阪府	70.6件 (847件/12市)	大阪府 (8,462,607人)	100.1件 (847件)
山口県	61.5% (8市/13市)	熊本県	48.0件 (96件/2市)	熊本県 (1,116,352人)	86.0件 (96件)
東京都	61.2% (30市/49市)	福岡県	30.3件 (303件/10市)	福岡県 (3,887,396人)	77.9件 (303件)

(4) 事件種別の状況

第 3 図は、新たに提起された民事事件を事件種別に示したものである。事件数が最も多いのは、「土地・建物等に関する事件」2,179 件で、全体(2,632 件)の 82.8%を占めている。

第 3 図 新たに提起された民事事件における事件種別の状況（平成 15 年度中）



(注) 新たに提起された民事事件の総数：2,632 件

(5) 事件類型別の状況

表 17 は、新たに提起された民事事件を事件類型別に示したものである（各類型、上位 3 つまで）。「土地・建物等に関する事件」のうち事件数が最も多いのは、「市営住宅明渡等請求事件」1,267 件で、全体（2,179 件）の 58.1%を占めている。また、「損害賠償請求事件」のうち事件数が最も多いのは、「医療に関する事件」89 件で、全体（341 件）の 26.1%となっている。さらに、「金銭に関する事件」のうち事件数が最も多いのは、「税・料金等請求事件」23 件で、全体（64 件）の 35.9%となっている。

表 17 新たに提起された民事事件における事件類型別の状況

土地・建物等に関する事件（2,179 件）				
	順位	事件類型	件数	構成比
	1	市営住宅明渡等請求事件	1,267 件	58.1%
	2	土地・建物等の明渡請求事件	820 件	37.6%
	3	境界及び所有権確認等請求事件	44 件	2.0%
損害賠償請求事件（341 件）				
	順位	事件類型	件数	構成比
	1	医療に関する事件	89 件	26.1%
	2	学校・教育に関する事件	46 件	13.5%
	3	施設等の管理瑕疵に関する事件	31 件	9.1%
金銭に関する事件（64 件）				
	順位	事件類型	件数	構成比
	1	税・料金等請求事件	23 件	35.9%
	2	代金等請求事件	15 件	23.4%
	3	給付・貸付金等返還請求事件	5 件	7.8%
		補償金・損害金等請求事件	5 件	7.8%

第3章 平成15年度中の判決等

表18は、平成15年度中の判決等の状況を示したものである。判決等（和解、取下を含む。以下同じ。）は3,013件（前年度比60件増）で、このうち、行政事件における判決等が588件（同39件減）、民事事件における判決等が2,425件（同99件増）となっている。

表18 平成15年度中の判決等の状況

	判決等総数	新たに提起された事件における判決等件数	新たに提起された事件における判決等件数 / 判決等総数
行政事件	588件（ 39）	68件（ 61）	11.6%（ 9.0）
住民訴訟	226件（ 19）	20件（ 8）	8.8%（ 4.7）
民事事件	2,425件（ 99）	1,408件（ 145）	58.1%（ 3.8）
合計	3,013件（ 60）	1,476件（ 84）	49.0%（ 1.9）

（注）1 住民訴訟は行政事件の内数、（ ）は対前年度増減を示す。

2 判決等総数及び判決等件数は和解、取下を含む。

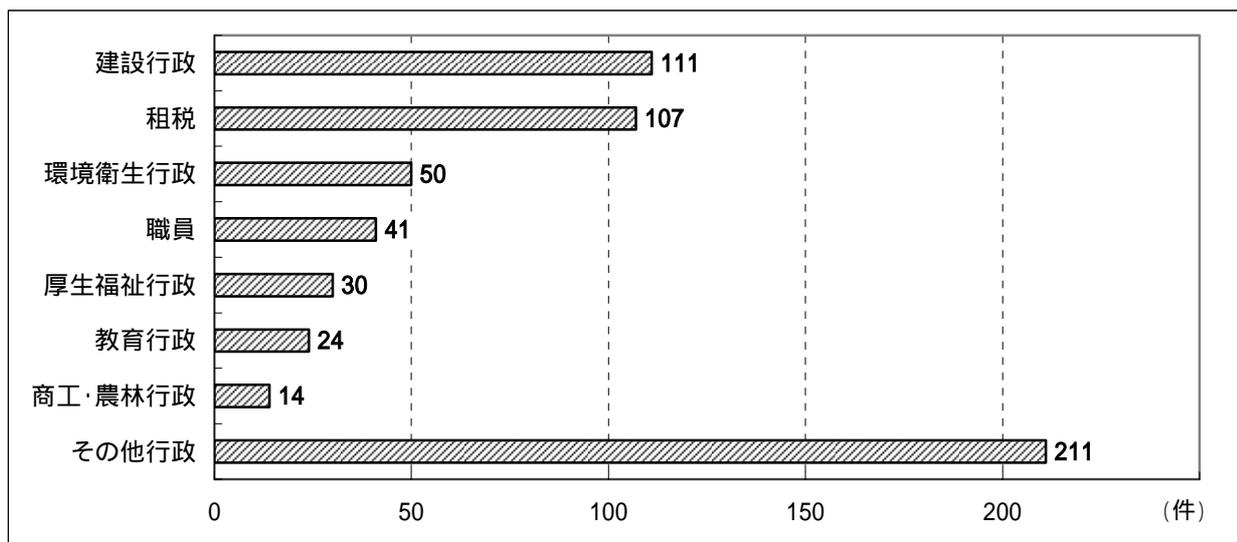
1. 平成15年度中の判決等の状況

（1）行政事件における判決等の状況

事件種別の判決等

第4図は、行政事件における判決等を事件種別に示したものである。判決等件数が最も多いのは、「建設行政関係」111件で、全体（588件）の18.9%を占めている。

第4図 行政事件における判決等の事件種別の状況（平成15年度中）



（注）行政事件における判決等総数：588件

判決等のあった裁判所

表 19 は、行政事件における判決等を裁判所別に示したものである。判決等件数が最も多いのは、「地方裁判所」310 件で、全体（588 件）の 52.7% を占めている。

表 19 行政事件における判決等の裁判所別の状況

裁判所名	事件名	行政事件
地方裁判所		310 件 (52.7%)
高等裁判所		150 件 (25.5%)
最高裁判所		128 件 (21.8%)
合計		588 件 (100.0%)

判決等の内容

第 5 図は、行政事件における判決等を内容別に示したものである。判決等件数 588 件のうち、市勝訴等件数（市勝訴及び市勝訴確定の件数。以下同じ。）は 426 件で、市勝訴率（判決等件数に占める市勝訴等件数の割合。以下同じ。）は 72.4%（前年度比 11.6%増）となっている。一方、市敗訴等件数（市敗訴及び市敗訴確定の件数。以下同じ。）は 105 件で、市敗訴率（判決等件数に占める市敗訴等件数の割合。以下同じ。）は 17.9%（同 3.4%増）となっている。

また、相手方が取り下げた事件は 41 件で、これを市の主張に沿った結果と考えれば、判決等全体（588 件）の 79.4%（同 4.9%増）が市の主張に沿った結果になったといえる。

さらに、市勝訴等件数を事件種別にみると、「建設行政関係」92 件が最も多くなっている。同様に市敗訴等件数をみると、「租税関係」15 件が最も多くなっている。

第 5 図 行政事件における判決等（588 件）の内容別の状況

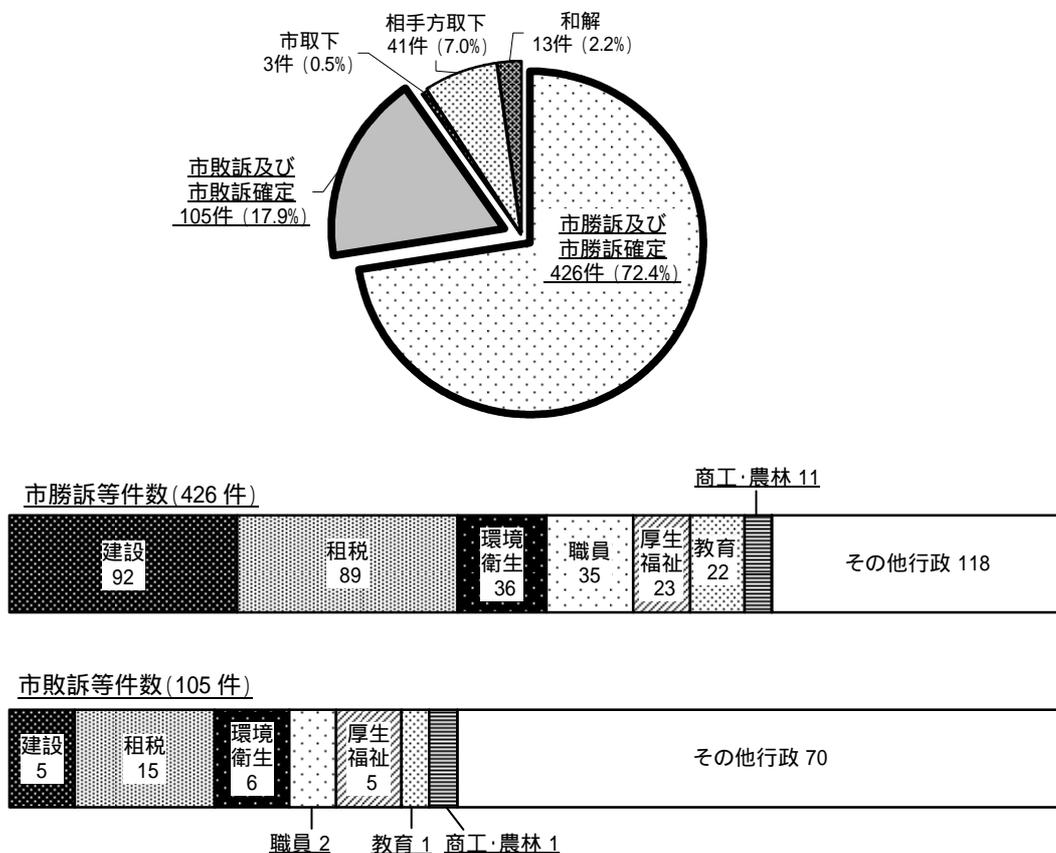


表 20 は、行政事件における事件種別の市勝訴率及び市敗訴率を示したものである。市勝訴率が最も高いのは、「教育行政関係」91.7%で、市敗訴率が最も高いのは、「厚生福祉行政関係」16.7%となっている。

表 20 行政事件における事件種別の市勝訴率及び市敗訴率

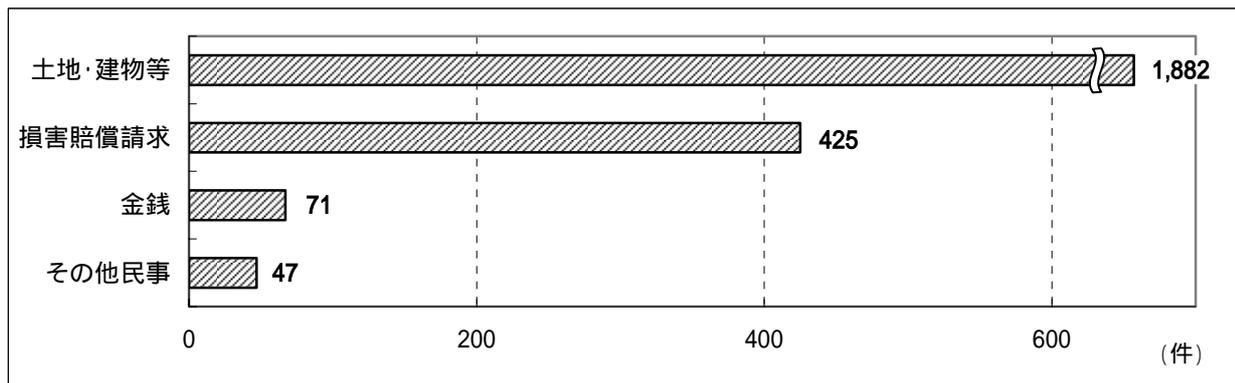
事件種別	市勝訴率 (市勝訴等件数/判決等件数)	事件種別	市敗訴率 (市敗訴等件数/判決等件数)
教育行政関係	91.7% (22件/24件)	厚生福祉行政関係	16.7% (5件/30件)
職員関係	85.4% (35件/41件)	租税関係	14.0% (15件/107件)
租税関係	83.2% (89件/107件)	環境衛生行政関係	12.0% (6件/50件)
建設行政関係	82.9% (92件/111件)	商工・農林行政関係	7.1% (1件/14件)
商工・農林行政関係	78.6% (11件/14件)	職員関係	4.9% (2件/41件)
厚生福祉行政関係	76.7% (23件/30件)	建設行政関係	4.5% (5件/111件)
環境衛生行政関係	72.0% (36件/50件)	教育行政関係	4.2% (1件/24件)

(2) 民事事件における判決等の状況

事件種別の判決等

第 6 図は、民事事件における判決等を事件種別に示したものである。判決等件数が最も多いのは、「土地・建物等に関する事件」1,882 件で、全体(2,425 件)の 77.6%を占めている。

第 6 図 民事事件における判決等の事件種別の状況(平成 15 年度中)



(注) 民事事件における判決等総数：2,425 件

判決等のあった裁判所

表 21 は、民事事件における判決等を裁判所別に示したものである。判決等件数が最も多いのは、「地方裁判所」2,148 件で、全体（2,425 件）の 88.6%を占めている。

表 21 民事事件における判決等の裁判所別の状況

裁判所名	民事事件
簡易裁判所	50 件 (2.0%)
地方裁判所	2,148 件 (88.6%)
高等裁判所	147 件 (6.1%)
最高裁判所	80 件 (3.3%)
合計	2,425 件 (100.0%)

判決等の内容

第 7 図は、民事事件における判決等を内容別に示したものである。判決等件数 2,425 件のうち、市勝訴等件数は 1,443 件で、市勝訴率は 59.5%(前年度比 13.0%減)となっている。一方、市敗訴等件数は 82 件で、市敗訴率は 3.4%(同 0.2%増)となっている。

また、相手方が取り下げた事件は 62 件で、これを市の主張に沿った結果と考えれば、判決等全体（2,425 件）の 62.1%(同 12.7%減)が市の主張に沿った結果になったといえる。

さらに、市勝訴等件数を事件種別にみると、「土地・建物等に関する事件」1,112 件が最も多くなっている。同様に市敗訴等件数をみると、「損害賠償請求事件」57 件が最も多くなっている。

第 7 図 民事事件における判決等（2,425 件）の内容別の状況

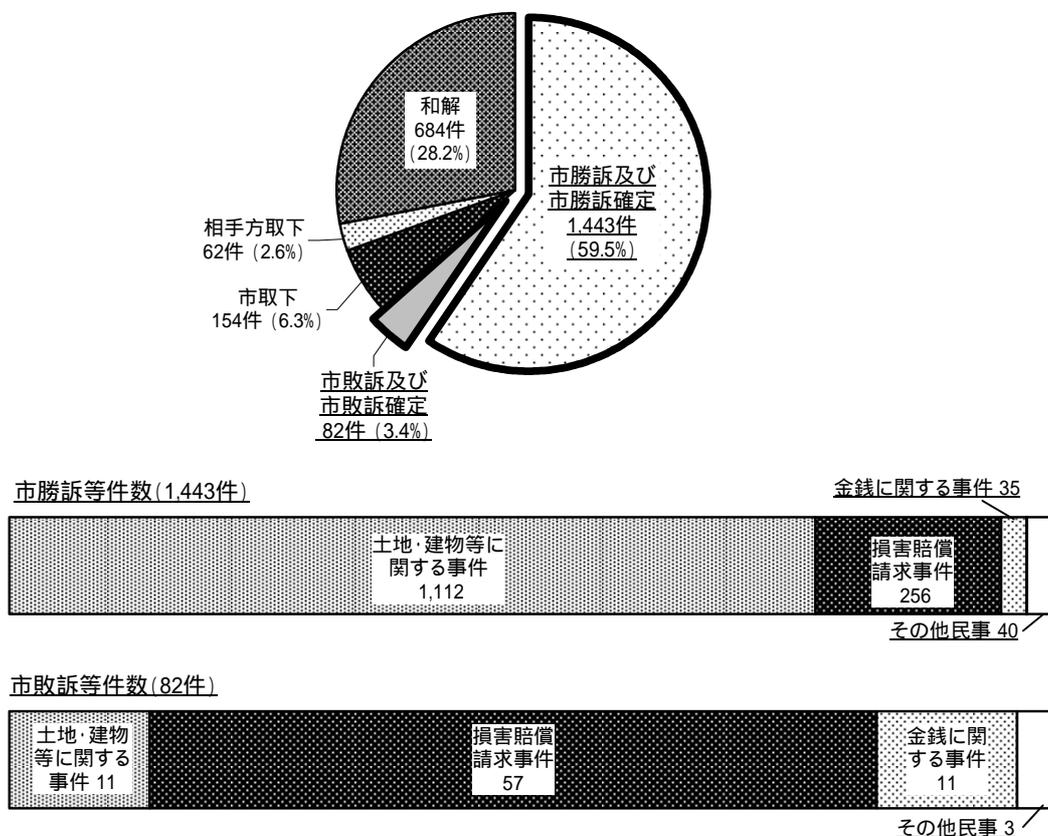


表 22 は、民事事件における事件種別の市勝訴率及び市敗訴率を示したものである。市勝訴率が最も高いのは、「損害賠償請求事件」60.2%で、市敗訴率が最も高いのは、「金銭に関する事件」15.5%となっている。

表 22 民事事件における事件種別の市勝訴率及び市敗訴率

事件種別	市勝訴率 (市勝訴等件数/判決等件数)	事件種別	市敗訴率 (市敗訴等件数/判決等件数)
損害賠償請求事件	60.2% (256件/425件)	金銭に関する事件	15.5% (11件/71件)
土地・建物等に関する事件	59.1% (1,112件/1,882件)	損害賠償請求事件	13.4% (57件/425件)
金銭に関する事件	49.3% (35件/71件)	土地・建物等に関する事件	0.6% (11件/1,882件)

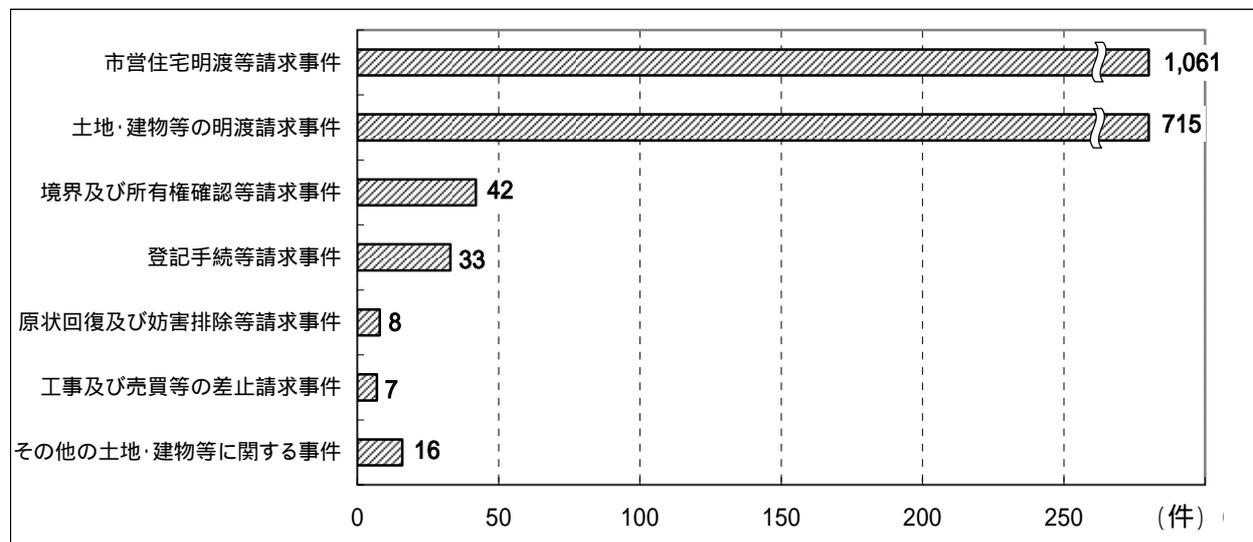
事件類型別の判決等

ア．土地・建物等に関する事件

a．事件類型別の判決等

第 8 図は、民事事件のうち「土地・建物等に関する事件」における判決等を事件類型別に示したものである。判決等件数が最も多いのは、「市営住宅明渡等請求事件」1,061 件で、全体（1,882 件）の 56.4%を占めている。

第 8 図 土地・建物等に関する事件における判決等の事件類型別の状況（平成 15 年度中）



(注) 土地・建物等に関する事件における判決等総数：1,882 件

b. 判決等のあった裁判所

表 23 は、「土地・建物等に関する事件」における判決等を裁判所別に示したものである。判決等件数が最も多いのは、「地方裁判所」1,797件で、全体（1,882件）の95.5%を占めている。

表 23 土地・建物等に関する事件における判決等の裁判所別の状況

裁判所名	事件名	土地・建物等に関する事件
簡易裁判所		20件 (1.1%)
地方裁判所		1,797件 (95.5%)
高等裁判所		38件 (2.0%)
最高裁判所		27件 (1.4%)
合計		1,882件 (100.0%)

c. 判決等の内容

第9図は、「土地・建物等に関する事件」における判決等を内容別に示したものである。判決等件数1,882件のうち、市勝訴等件数は1,112件で、市勝訴率は59.1%(前年度比19.1%減)となっている。一方、市敗訴等件数は11件で、市敗訴率は0.6%(同0.2%減)となっている。

また、相手方が取り下げた事件は20件で、これを市の主張に沿った結果と考えれば、判決等全体(1,882件)の60.1%(同19.0%減)が市の主張に沿った結果になったといえる。

さらに、市勝訴等件数を事件類型別にみると、「市営住宅明渡等請求事件」675件が最も多くなっている。同様に市敗訴等件数をみると、「土地・建物等の明渡請求事件」4件が最も多くなっている。

第9図 土地・建物等に関する事件における判決等(1,882件)の内容別の状況

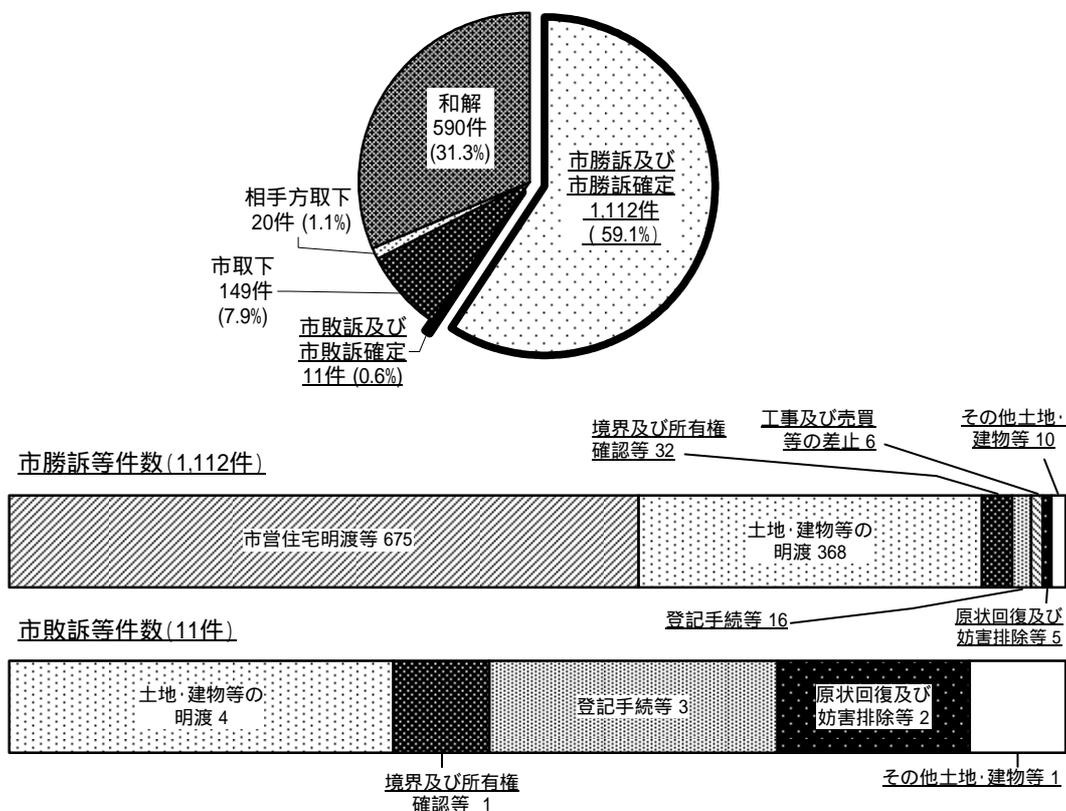


表 24 は、「土地・建物等に関する事件」における事件類型別の市勝訴率及び市敗訴率を示したものである。市勝訴率が最も高いのは、「工事及び売買等の差止請求事件」85.7%で、市敗訴率が最も高いのは、「原状回復及び妨害排除等請求事件」25.0%となっている。

表 24 土地・建物等に関する事件における事件類型別の市勝訴率及び市敗訴率

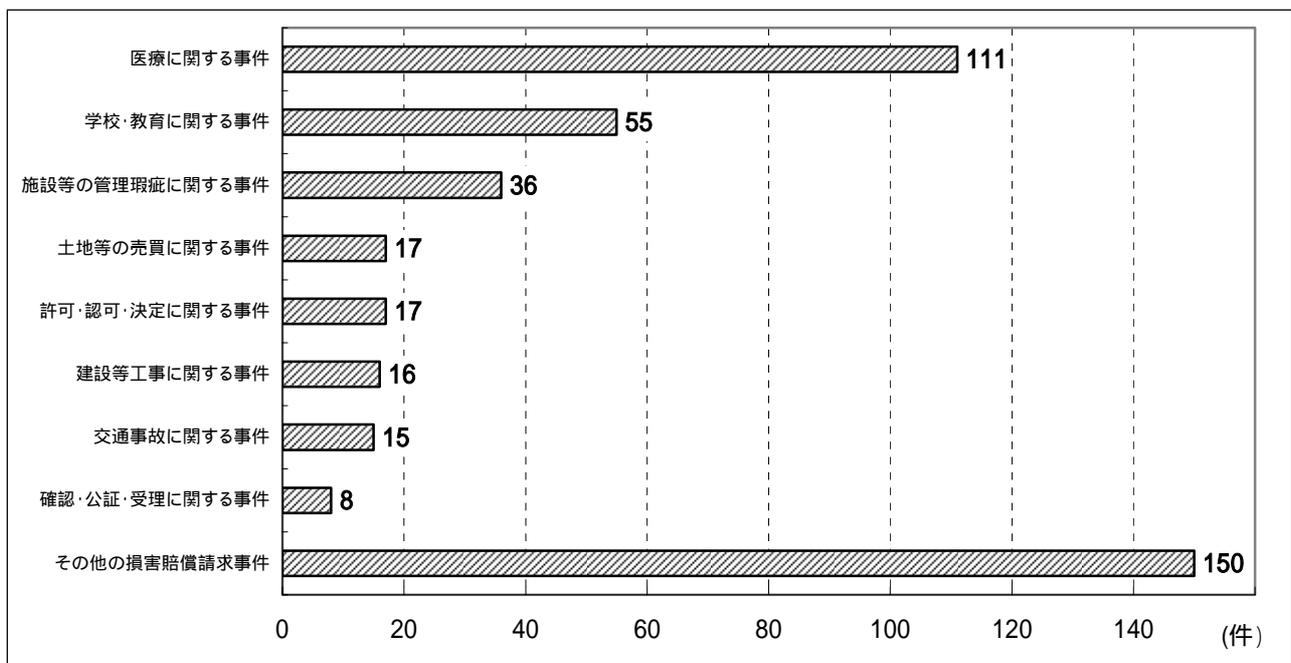
事件類型	市勝訴率 (市勝訴等件数/判決等件数)	事件類型	市敗訴率 (市敗訴等件数/判決等件数)
工事及び売買等の差止請求事件	85.7% (6件/7件)	原状回復及び妨害排除等請求事件	25.0% (2件/8件)
境界及び所有権確認等請求事件	76.2% (32件/42件)	登記手続等請求事件	9.1% (3件/33件)
市営住宅明渡等請求事件	63.6% (675件/1,061件)	境界及び所有権確認等請求事件	2.4% (1件/42件)
原状回復及び妨害排除等請求事件	62.5% (5件/8件)	土地・建物等の明渡請求事件	0.6% (4件/715件)
土地・建物等の明渡請求事件	51.5% (368件/715件)	市営住宅明渡等請求事件	0.0% (0件/1,061件)
登記手続等請求事件	48.5% (16件/33件)	工事及び売買等の差止請求事件	0.0% (0件/7件)

イ．損害賠償請求事件

ア．事件類型別の判決等

第 10 図は、民事事件のうち「損害賠償請求事件」における判決等を事件類型別に示したものである。判決等件数が最も多いのは、「医療に関する事件」111 件で、全体(425 件)の 26.1%を占めている。

第 10 図 損害賠償請求事件における判決等の事件類型別の状況(平成 15 年度中)



(注) 損害賠償請求事件における判決等総数：425 件

b . 判決等のあった裁判所

表 25 は、「損害賠償請求事件」における判決等を裁判所別に示したものである。判決等件数が最も多いのは、「地方裁判所」279 件で、全体(425 件)の 65.6%を占めている。

表 25 損害賠償請求事件における判決等の裁判所別の状況

裁判所名	事件名	損害賠償請求事件
簡易裁判所		16 件 (3.8%)
地方裁判所		279 件 (65.6%)
高等裁判所		85 件 (20.0%)
最高裁判所		45 件 (10.6%)
合計		425 件 (100.0%)

c . 判決等の内容

第 11 図は、「損害賠償請求事件」における判決等を内容別に示したものである。判決等件数 425 件のうち、市勝訴等件数は 256 件で、市勝訴率は 60.2% (前年度比 10.2%増) となっている。一方、市敗訴等件数は 57 件で、市敗訴率は 13.4% (同 1.2%増) となっている。

また、相手方が取り下げた事件は 30 件で、これを市の主張に沿った結果と考えれば、判決等全体 (425 件) の 67.3% (同 11.3%増) が市の主張に沿った結果になったといえる。

さらに、市勝訴等件数を事件類型別にみると、「医療に関する事件」54 件が最も多くなっている。同様に市敗訴等件数をみると、「医療に関する事件」23 件が最も多くなっている。

第 11 図 損害賠償請求事件における判決等 (425 件) の内容別の状況

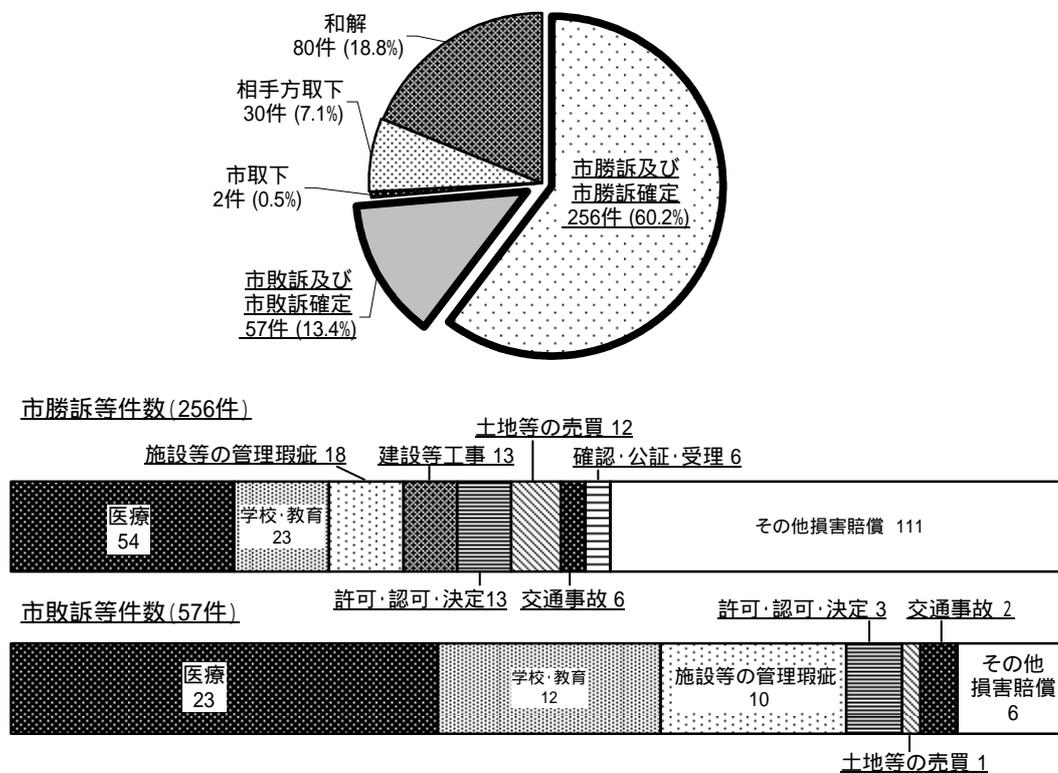


表 26 は、「損害賠償請求事件」における事件類型別の市勝訴率及び市敗訴率を示したものである。市勝訴率が最も高いのは、「建設等工事に関する事件」81.3%で、市敗訴率が最も高いのは、「施設等の管理瑕疵に関する事件」27.8%となっている。

表 26 損害賠償請求事件における事件類型別の市勝訴率及び市敗訴率

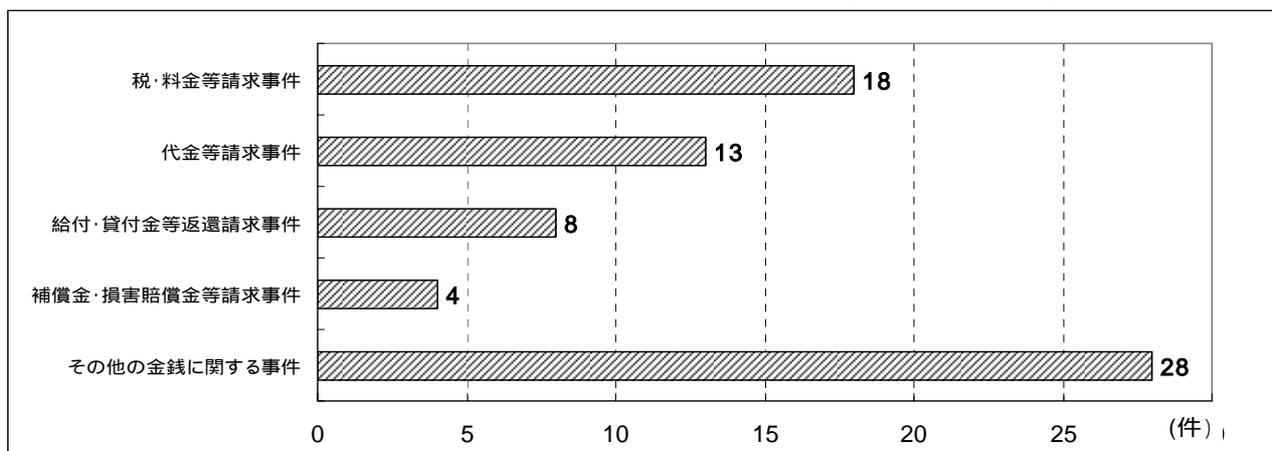
事件類型	市勝訴率 (市勝訴等件数/判決等件数)	事件類型	市敗訴率 (市敗訴等件数/判決等件数)
建設等工事に関する事件	81.3% (13件/16件)	施設等の管理瑕疵に関する事件	27.8% (10件/36件)
許可・認可・決定に関する事件	76.5% (13件/17件)	学校・教育に関する事件	21.8% (12件/55件)
確認・公証・受理に関する事件	75.0% (6件/8件)	医療に関する事件	20.7% (23件/111件)
土地等の売買に関する事件	70.6% (12件/17件)	許可・認可・決定に関する事件	17.6% (3件/17件)
施設等の管理瑕疵に関する事件	50.0% (18件/36件)	交通事故に関する事件	13.3% (2件/15件)
医療に関する事件	48.6% (54件/111件)	土地等の売買に関する事件	5.9% (1件/17件)
学校・教育に関する事件	41.8% (23件/55件)	建設等工事に関する事件	0.0% (0件/16件)
交通事故に関する事件	40.0% (6件/15件)	確認・公証・受理に関する事件	0.0% (0件/8件)

ウ．金銭に関する事件

ア．事件類型別の判決等

第 12 図は、民事事件のうち「金銭に関する事件」における判決等を事件類型別に示したものである。判決等件数が最も多いのは、「税・料金等請求事件」18件で、全体(71件)の25.4%を占めている。

第 12 図 金銭に関する事件における判決等の事件類型別の状況(平成 15 年度中)



(注) 金銭に関する事件における判決等総数：71件

b. 判決等のあった裁判所

表 27 は、「金銭に関する事件」における判決等を裁判所別に示したものである。判決等件数が最も多いのは、「地方裁判所」44 件で、全体(71 件)の 62.0%を占めている。

表 27 金銭に関する事件における判決等の裁判所別の状況

裁判所名	事件名	金銭に関する事件
簡易裁判所	14 件	(19.7%)
地方裁判所	44 件	(62.0%)
高等裁判所	12 件	(16.9%)
最高裁判所	1 件	(1.4%)
合計	71 件	(100.0%)

c. 判決等の内容

第 13 図は、「金銭に関する事件」における判決等を内容別に示したものである。判決等件数 71 件のうち、市勝訴等件数は 35 件で、市勝訴率は 49.3% (前年度比 17.9%減) となっている。一方、市敗訴等件数は 11 件で、市敗訴率は 15.5% (同 7.3%増) となっている。

また、相手方が取り下げた事件は 10 件で、これを市の主張に沿った結果と考えれば、判決等全体 (71 件) の 63.4% (同 8.7%減) が市の主張に沿った結果になったといえる。

さらに、市勝訴等件数を事件類型別にみると、「税・料金等請求事件」8 件が最も多くなっている。

第 13 図 金銭に関する事件における判決等 (71 件) の内容別の状況

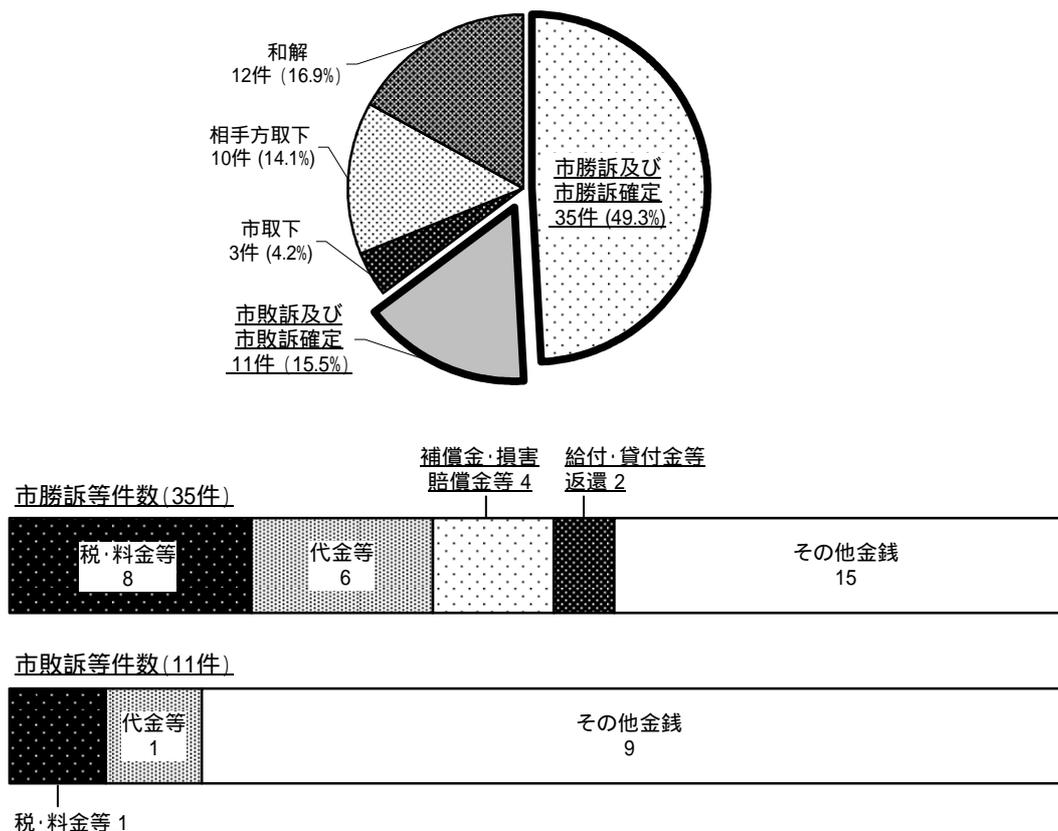


表 28 は、「金銭に関する事件」における事件類型別の市勝訴率及び市敗訴率を示したものである。市勝訴率が最も高いのは、「補償金・損害賠償金等請求事件」100.0%で、市敗訴率が最も高いのは、「代金等請求事件」7.7%となっている。

表 28 金銭に関する事件における事件類型別の市勝訴率及び市敗訴率

事件類型	市勝訴率 (市勝訴等件数/判決等件数)	事件類型	市敗訴率 (市敗訴等件数/判決等件数)
補償金・損害賠償金等請求事件	100.0% (4件/4件)	代金等請求事件	7.7% (1件/13件)
代金等請求事件	46.2% (6件/13件)	税・料金等請求事件	5.6% (1件/18件)
税・料金等請求事件	44.4% (8件/18件)	給付・貸付金等返還請求事件	0.0% (0件/8件)
給付・貸付金等返還請求事件	25.0% (2件/8件)	補償金・損害賠償金等請求事件	0.0% (0件/4件)

2. 訴訟係属期間

表 29 は、訴訟が提起され、判決が確定（取下、和解を含む。）するまでの訴訟係属期間について、事件が確定した裁判所別の平均係属期間を示したものである。最も係属期間が長いのは「最高裁判所における住民訴訟」の 51.8 ヶ月となっている。

表 29 各裁判所で確定した事件の平均係属期間

	行政事件	住民訴訟	民事事件
簡易裁判所	-	-	4.1 ヶ月 (1.2)
地方裁判所	17.4 ヶ月 (8.0)	20.8 ヶ月 (8.7)	6.3 ヶ月 (2.8)
高等裁判所	38.2 ヶ月 (28.4)	41.0 ヶ月 (25.9)	36.2 ヶ月 (23.6)
最高裁判所	44.2 ヶ月 (31.6)	51.8 ヶ月 (38.2)	43.5 ヶ月 (30.7)
全体	28.5 ヶ月 (18.5)	30.6 ヶ月 (17.4)	9.3 ヶ月 (4.9)

(注)() は対前年度増減を示す。

第4章 住民訴訟

1. 住民訴訟の状況

(1) 係争中の住民訴訟の状況

表30は、係争中の住民訴訟の状況を示したものである。平成16年3月31日現在、住民訴訟は349件（前年度比49件増）で、全国712市の23.6%に当たる168市（同19件増）において係争中となっている。なお、表中の「4号住民訴訟（改正前）」とは、平成14年8月31日以前に提起された地方自治法第242条の2第1項第4号の住民訴訟を示し、「4号住民訴訟（改正後）」とは、平成14年9月1日以降に提起された改正後の同法第242条の2第1項第4号の住民訴訟を示す（以下、文中及び表中同じ）。

表30 係争中の住民訴訟（平成16年3月31日現在）の状況

	事件総数	事件総数/行政 事件の総数[736件]	該当市数	該当市の比率 <該当市/全市[712市]>	該当市/行政 事件が係争中 の市[254市]
住民訴訟	349件（49）	47.4%（3.9）	168市（19）	23.6%（2.3）	66.1%（2.2）
4号住民訴訟 （改正前）	115件（-）	15.6%（-）	66市（-）	9.3%（-）	26.0%（-）
4号住民訴訟 （改正後）	155件（-）	21.1%（-）	80市（-）	11.2%（-）	31.5%（-）

（注）1 4号住民訴訟（改正前）及び4号住民訴訟（改正後）は住民訴訟の内数、（ ）は対前年度増減を示す。

2 4号住民訴訟の制度改正による区分は、平成16年度調査（平成15年度を対象）より反映。

人口段階別の状況

表31は、係争中の住民訴訟を人口段階別に示したものである（主なもの3つまで）。「政令指定都市」が「係争中の市の割合」「該当市1市当たりの事件数」それぞれにおいて、最も多くなっている。

表31 係争中の住民訴訟における人口段階別の状況

係争中の市の割合		該当市1市当たりの事件数		人口100万人当たりの事件数	
人口段階	該当市の比率 (該当市数/市数)	人口段階	事件数 (事件総数/該当市数)	人口段階 (人口総数)	事件数 (事件総数)
政令指定都市	84.6% (11市/13市)	政令指定都市	4.1件 (45件/11市)	5万人未満 (8,175,089人)	4.6件 (38件)
50万人以上 100万人未満	66.7% (12市/18市)	25万人以上 50万人未満	2.7件 (89件/33市)	10万人以上 25万人未満 (22,847,444人)	4.5件 (102件)
25万人以上 50万人未満	50.8% (33市/65市)	10万人以上 25万人未満	2.0件 (102件/52市)	25万人以上 50万人未満 (22,724,430人)	3.9件 (89件)

ブロック別の状況

表 32 は、係争中の住民訴訟をブロック別に示したものである（主なもの 3 つまで）。「近畿地方」が「係争中の市の割合」「該当市 1 市当たりの事件数」「人口 100 万人当たりの事件数」すべてにおいて、最も多くなっている。

表 32 係争中の住民訴訟におけるブロック別の状況

係争中の市の割合		該当市 1 市当たりの事件数		人口 100 万人当たりの事件数	
ブロック	該当市の比率 (該当市数/市数)	ブロック	事件数 (事件総数/該当市数)	ブロック (人口総数)	事件数 (事件総数)
近畿地方	33.7% (31 市/92 市)	近畿地方	2.6 件 (82 件/31 市)	近畿地方 (18,007,564 人)	4.6 件 (82 件)
中国地方	28.6% (14 市/49 市)	北信越地方	2.5 件 (20 件/8 市)	北信越地方 (5,348,879 人)	3.7 件 (20 件)
関東地方	27.2% (53 市/195 市)	関東地方	2.5 件 (130 件/53 市)	中国地方 (5,768,379 人)	3.6 件 (21 件)

都道府県別の状況

表 33 は、係争中の住民訴訟を都道府県別に示したものである（主なもの 3 つまで）。「徳島県」が「係争中の市の割合」「人口 100 万人当たりの事件数」それぞれにおいて、最も多くなっている。

表 33 係争中の住民訴訟における都道府県別の状況

係争中の市の割合		該当市 1 市当たりの事件数		人口 100 万人当たりの事件数	
都道府県	該当市の比率 (該当市数/市数)	都道府県	事件数 (事件総数/該当市数)	都道府県 (人口総数)	事件数 (事件総数)
滋賀県	50.0% (4 市/8 市)	福島県	5.0 件 (5 件/1 市)	徳島県 (427,999 人)	9.3 件 (4 件)
鳥取県	50.0% (2 市/4 市)	京都府	4.7 件 (14 件/3 市)	島根県 (451,756 人)	8.9 件 (4 件)
徳島県	50.0% (2 市/4 市)	東京都	3.6 件 (72 件/20 市)	山梨県 (472,322 人)	8.5 件 (4 件)

(2) 平成 15 年度中に新たに提起された住民訴訟の状況

表 34 は、平成 15 年度中に新たに提起された住民訴訟の状況を示したものである。新たに提起された住民訴訟は 172 件（前年度比 52 件増）で、全国 712 市の 13.6%に当たる 97 市（同 16 件増）において提起されている。

表 34 平成 15 年度中に新たに提起された住民訴訟の状況

	事件総数	事件総数/新たに提起された行政事件の総数[393 件]	該当市数	該当市の比率 <該当市/全市[712 市]>	該当市/新たに行政事件が提起された市[169 市]
住民訴訟	172 件 (52)	43.8% (8.7)	97 市 (16)	13.6% (2.0)	57.4% (2.7)
4 号住民訴訟	131 件 (61)	33.3% (1.8)	71 市 (13)	10.0% (1.7)	42.0% (2.8)

(注) 4 号住民訴訟は住民訴訟の内数、() は対前年度増減を示す。

人口段階別の状況

表 35 は、新たに提起された住民訴訟を人口段階別に示したものである（主なもの 3 つまで）。

表 35 新たに提起された住民訴訟における人口段階別の状況

係争中の市の割合		該当市 1 市当たりの事件数		人口 100 万人当たりの事件数	
人口段階	該当市の比率 (該当市数/市数)	人口段階	事件数 (事件総数/該当市数)	人口段階 (人口総数)	事件数 (事件総数)
政令指定都市	76.9% (10 市/13 市)	25 万人以上 50 万人未満	3.2 件 (51 件/16 市)	10 万人以上 25 万人未満 (22,847,444 人)	2.7 件 (61 件)
50 万人以上 100 万人未満	38.9% (7 市/18 市)	政令指定都市	1.8 件 (18 件/10 市)	25 万人以上 50 万人未満 (22,724,430 人)	2.2 件 (51 件)
25 万人以上 50 万人未満	24.6% (16 市/65 市)	50 万人以上 100 万人未満	1.7 件 (12 件/7 市)	5 万人以上 10 万人未満 (15,773,864 人)	1.3 件 (21 件)

ブロック別の状況

表 36 は、新たに提起された住民訴訟をブロック別に示したものである（主なもの 3 つまで）。

表 36 新たに提起された住民訴訟におけるブロック別の状況

係争中の市の割合		該当市 1 市当たりの事件数		人口 100 万人当たりの事件数	
ブロック	該当市の比率 (該当市数/市数)	ブロック	事件数 (事件総数/該当市数)	ブロック (人口総数)	事件数 (事件総数)
近畿地方	20.7% (19 市/92 市)	北信越地方	3.5 件 (7 件/2 市)	関東地方 (36,457,886 人)	2.6 件 (94 件)
関東地方	19.5% (38 市/195 市)	関東地方	2.5 件 (94 件/38 市)	四国地方 (2,718,917 人)	2.2 件 (6 件)
四国地方	15.6% (5 市/32 市)	東北地方	1.3 件 (8 件/6 市)	近畿地方 (18,007,564 人)	1.4 件 (25 件)

都道府県別の状況

表 37 は、新たに提起された住民訴訟を都道府県別に示したものである（主なもの 3 つまで）。

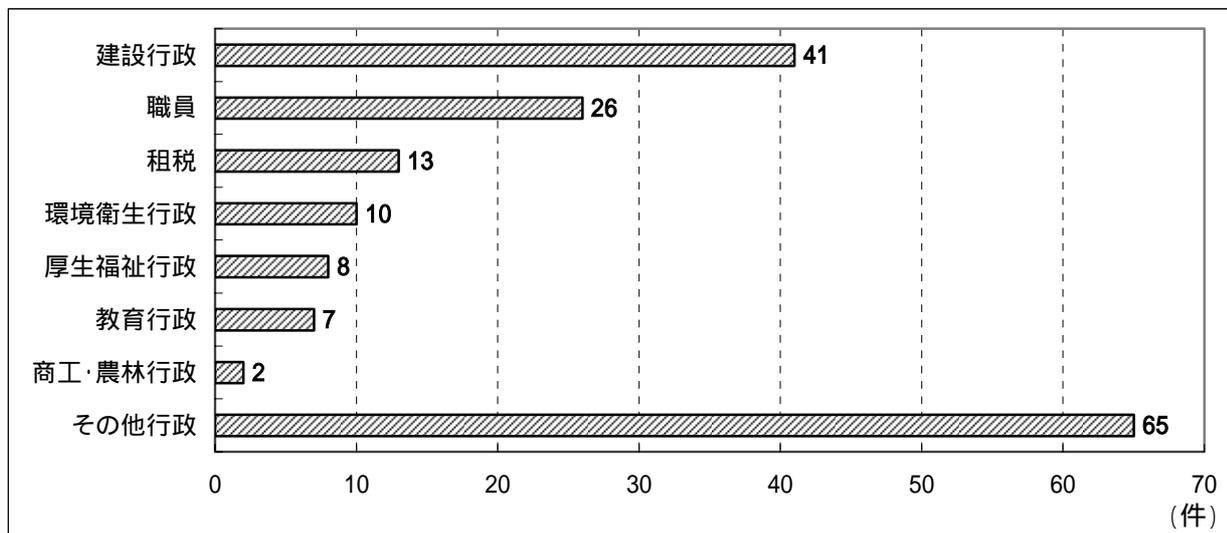
表 37 新たに提起された住民訴訟における都道府県別の状況

係争中の市の割合		該当市 1 市当たりの事件数		人口 100 万人当たりの事件数	
都道府県	該当市の比率 (該当市数/市数)	都道府県	事件数 (事件総数/該当市数)	都道府県 (人口総数)	事件数 (事件総数)
徳島県	50.0% (2 市/4 市)	長野県	6.0 件 (6 件/1 市)	高知県 (554,704 人)	5.4 件 (3 件)
神奈川県	31.6% (6 市/19 市)	東京都	4.7 件 (61 件/13 市)	東京都 (11,977,405 人)	5.1 件 (61 件)
奈良県	30.0% (3 市/10 市)	京都府	4.0 件 (4 件/1 市)	徳島県 (427,999 人)	4.7 件 (2 件)

事件種別の状況

第 14 図は、新たに提起された住民訴訟を事件種別を示したものである。事件数が最も多いのは、「建設行政関係」41 件で、全体（172 件）の 23.8%を占めている。

第 14 図 新たに提起された住民訴訟における事件種別の状況（平成 15 年度中）



（注）新たに提起された住民訴訟の総数：172 件

（3）平成 15 年度中の住民訴訟における判決等の状況

表 38 は、平成 15 年度中の住民訴訟における判決等の状況を示したものである。住民訴訟における判決等は 226 件（前年度比 19 件増）となっている。

表 38 平成 15 年度中の住民訴訟における判決等の状況

	判決等総数	新たに提起された事件における判決等件数	新たに提起された事件における判決等件数 / 判決等総数
住民訴訟	226 件（ 19 ）	20 件（ 8 ）	8.8%（ 4.7 ）
4号住民訴訟（改正前）	120 件（ - ）	-（ - ）	-（ - ）
4号住民訴訟（改正後）	34 件（ - ）	8 件（ - ）	23.5%（ - ）

（注）1 4号住民訴訟（改正前）及び4号住民訴訟（改正後）は住民訴訟の内数、（ ）は対前年度増減を示す。

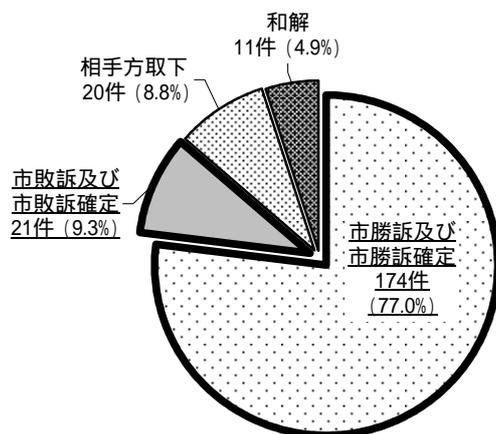
2 判決等総数及び判決等件数は和解、取下を含む。

3 4号住民訴訟の制度改正による区分は、平成 16 年度調査（平成 15 年度を対象）より反映。

第 15 図は、住民訴訟における判決等を内容別に示したものである。判決等件数 226 件のうち、市勝訴等件数は 174 件で、市勝訴率は 77.0%（前年度比 5.5%増）となっている。一方、市敗訴等件数は 21 件で、市敗訴率は 9.3%（同 1.3%減）となっている。

また、相手方が取り下げた事件は 20 件で、これを市の主張に沿った結果と考えれば、判決等全体（226 件）の 85.8%（同 0.2%減）が市の主張に沿った結果になったといえる。

第 15 図 住民訴訟における判決等（226 件）の内容別の状況



2. 地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号住民訴訟の状況

(1) 係争中の 4 号住民訴訟の状況

係争中の 4 号住民訴訟の状況は、21 ページの表 30 参照。

4 号住民訴訟（改正前）の状況

ア. 人口段階別の状況

表 39 は、係争中の 4 号住民訴訟（改正前）を人口段階別に示したものである（主なもの 3 つまで）。「政令指定都市」が「係争中の市の割合」「該当市 1 市当たりの事件数」それぞれにおいて、最も多くなっている。

表 39 係争中の 4 号住民訴訟（改正前）における人口段階別の状況

係争中の市の割合		該当市 1 市当たりの事件数		人口 100 万人当たりの事件数	
人口段階	該当市の比率 (該当市数/市数)	人口段階	事件数 (事件総数/該当市数)	人口段階 (人口総数)	事件数 (事件総数)
政令指定都市	53.8% (7 市/13 市)	政令指定都市	3.0 件 (21 件/7 市)	5 万人未満 (8,175,089 人)	2.4 件 (20 件)
50 万人以上 100 万人未満	27.8% (5 市/18 市)	25 万人以上 50 万人未満	1.9 件 (27 件/14 市)	25 万人以上 50 万人未満 (22,724,430 人)	1.2 件 (27 件)
25 万人以上 50 万人未満	21.5% (14 市/65 市)	5 万人未満	1.7 件 (20 件/12 市)	5 万人以上 10 万人未満 (15,773,864 人)	1.2 件 (19 件)

イ．ブロック別の状況

表 40 は、係争中の 4 号住民訴訟（改正前）をブロック別に示したものである（主なもの 3 つまで）。「近畿地方」が「該当市 1 市当たりの事件数」「人口 100 万人当たりの事件数」それぞれにおいて、最も多くなっている。

表 40 係争中の 4 号住民訴訟（改正前）におけるブロック別の状況

係争中の市の割合		該当市 1 市当たりの事件数		人口 100 万人当たりの事件数	
ブロック	該当市の比率 (該当市数/市数)	ブロック	事件数 (事件総数/該当市数)	ブロック (人口総数)	事件数 (事件総数)
中国地方	14.3% (7 市/49 市)	近畿地方	3.1 件 (40 件/13 市)	近畿地方 (18,007,564 人)	2.2 件 (40 件)
近畿地方	14.1% (13 市/92 市)	北信越地方	2.3 件 (9 件/4 市)	四国地方 (2,718,917 人)	1.8 件 (5 件)
九州地方	13.3% (13 市/98 市)	北海道地方	2.0 件 (2 件/1 市)	北信越地方 (5,348,879 人)	1.7 件 (9 件)
		東北地方	2.0 件 (4 件/2 市)		

4 号住民訴訟（改正後）の状況

ア．人口段階別の状況

表 41 は、係争中の 4 号住民訴訟（改正後）を人口段階別に示したものである（主なもの 3 つまで）。

表 41 係争中の 4 号住民訴訟（改正後）における人口段階別の状況

係争中の市の割合		該当市 1 市当たりの事件数		人口 100 万人当たりの事件数	
人口段階	該当市の比率 (該当市数/市数)	人口段階	事件数 (事件総数/該当市数)	人口段階 (人口総数)	事件数 (事件総数)
政令指定都市	46.2% (6 市/13 市)	25 万人以上 50 万人未満	3.3 件 (50 件/15 市)	10 万人以上 25 万人未満 (22,847,444 人)	2.6 件 (60 件)
50 万人以上 100 万人未満	27.8% (5 市/18 市)	10 万人以上 25 万人未満	2.0 件 (60 件/30 市)	25 万人以上 50 万人未満 (22,724,430 人)	2.2 件 (50 件)
25 万人以上 50 万人未満	23.1% (15 市/65 市)	政令指定都市	1.8 件 (11 件/6 市)	5 万人未満 (8,175,089 人)	1.2 件 (10 件)

イ．ブロック別の状況

表 42 は、係争中の 4 号住民訴訟（改正後）をブロック別に示したものである（主なもの 3 つまで）。

表 42 係争中の 4 号住民訴訟（改正後）におけるブロック別の状況

係争中の市の割合		該当市 1 市当たりの事件数		人口 100 万人当たりの事件数	
ブロック	該当市の比率 (該当市数/市数)	ブロック	事件数 (事件総数/該当市数)	ブロック (人口総数)	事件数 (事件総数)
近畿地方	21.7% (20 市/92 市)	北信越地方	3.5 件 (7 件/2 市)	関東地方 (36,457,886 人)	2.3 件 (85 件)
関東地方	14.4% (28 市/195 市)	関東地方	3.0 件 (85 件/28 市)	近畿地方 (18,007,564 人)	1.6 件 (28 件)
四国地方	12.5% (4 市/32 市)	近畿地方	1.4 件 (28 件/20 市)	四国地方 (2,718,917 人)	1.5 件 (4 件)

(2) 平成 15 年度中に新たに提起された 4 号住民訴訟の状況

平成 15 年度中に新たに提起された 4 号住民訴訟の状況は、22 ページの表 34 参照。

人口段階別の状況

表 43 は、新たに提起された 4 号住民訴訟を人口段階別に示したものである（主なもの 3 つまで）。

表 43 新たに提起された 4 号住民訴訟における人口段階別の状況

係争中の市の割合		該当市 1 市当たりの事件数		人口 100 万人当たりの事件数	
人口段階	該当市の比率 (該当市数/市数)	人口段階	事件数 (事件総数/該当市数)	人口段階 (人口総数)	事件数 (事件総数)
政令指定都市	53.8% (7 市/13 市)	25 万人以上 50 万人未満	3.7 件 (44 件/12 市)	10 万人以上 25 万人未満 (22,847,444 人)	2.1 件 (47 件)
25 万人以上 50 万人未満	18.5% (12 市/65 市)	50 万人以上 100 万人未満	1.7 件 (5 件/3 市)	25 万人以上 50 万人未満 (22,724,430 人)	1.9 件 (44 件)
10 万人以上 25 万人未満	17.9% (27 市/151 市)	10 万人以上 25 万人未満	1.7 件 (47 件/27 市)	5 万人以上 10 万人未満 (15,773,864 人)	1.0 件 (16 件)

ブロック別の状況

表 44 は、新たに提起された 4 号住民訴訟をブロック別に示したものである（主なもの 3 つまで）。

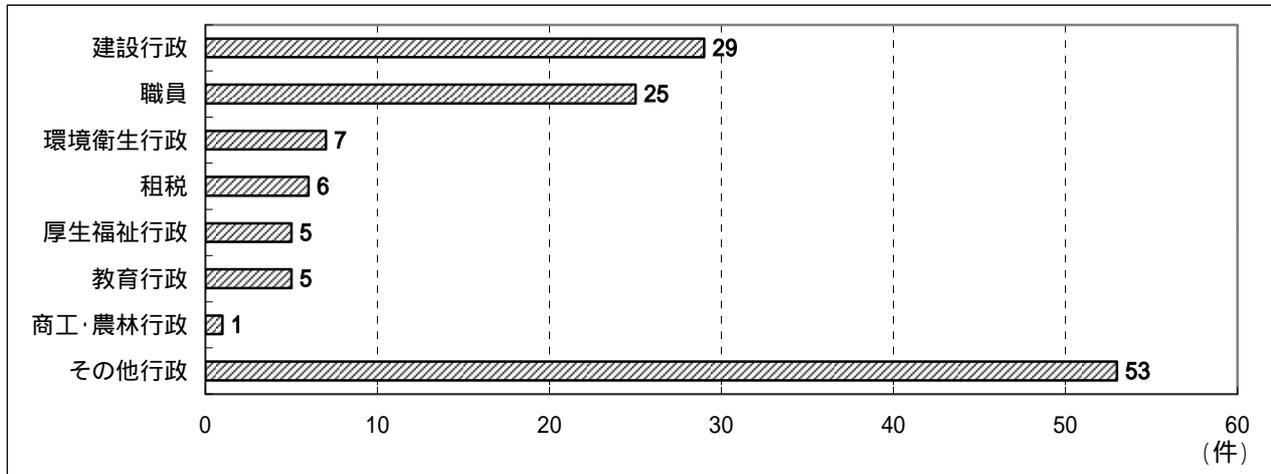
表 44 新たに提起された 4 号住民訴訟におけるブロック別の状況

係争中の市の割合		該当市 1 市当たりの事件数		人口 100 万人当たりの事件数	
ブロック	該当市の比率 (該当市数/市数)	ブロック	事件数 (事件総数/該当市数)	ブロック (人口総数)	事件数 (事件総数)
四国地方	15.6% (5 市/32 市)	北信越地方	3.5 件 (7 件/2 市)	関東地方 (36,457,886 人)	2.1 件 (76 件)
近畿地方	15.2% (14 市/92 市)	関東地方	2.7 件 (76 件/28 市)	四国地方 (2,718,917 人)	1.8 件 (5 件)
関東地方	14.4% (28 市/195 市)	近畿地方	1.3 件 (18 件/14 市)	北信越地方 (5,348,879 人)	1.3 件 (7 件)

事件種別の状況

第 16 図は、新たに提起された 4 号住民訴訟を事件種別を示したものである。事件数が最も多いのは、「建設行政関係」29 件で、全体（131 件）の 22.1%を占めている。

第 16 図 新たに提起された 4 号住民訴訟における事件種別の状況（平成 15 年度中）



（注）新たに提起された 4 号住民訴訟の総数：131 件

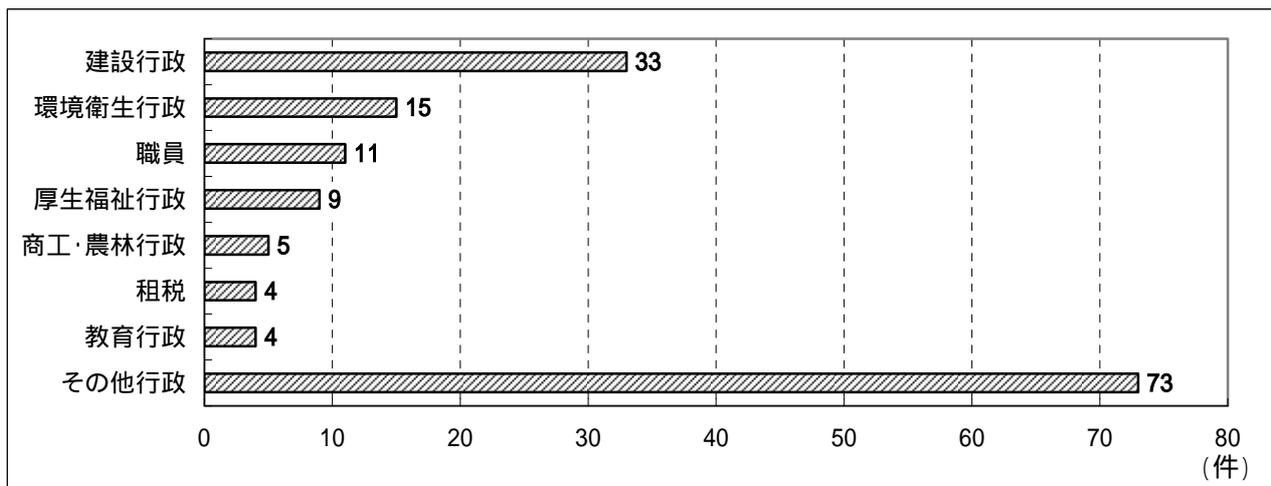
（3）平成 15 年度中の 4 号住民訴訟における判決等の状況

平成 15 年度中の 4 号住民訴訟における判決等の状況は、24 ページの表 38 を参照。

事件種別の判決等

第 17 図は、4 号住民訴訟における判決等を事件種別を示したものである。判決等件数が最も多いのは、「建設行政関係」33 件で、全体（154 件）の 21.4%を占めている。

第 17 図 4 号住民訴訟における判決等の事件種別の状況（平成 15 年度中）



（注）4 号住民訴訟における判決等総数：154 件

判決等のあった裁判所

表 45 は、4号住民訴訟における判決等を裁判所別に示したものである。判決等件数が最も多いのは、「地方裁判所」88件で、全体（154件）の57.1%を占めている。

表 45 4号住民訴訟における判決等の裁判所別の状況

裁判所名	事件名	4号住民訴訟
地方裁判所		88件 (57.1%)
高等裁判所		48件 (31.2%)
最高裁判所		18件 (11.7%)
合計		154件 (100.0%)

判決等の内容

第 18 図は、4号住民訴訟における判決等を内容別に示したものである。判決等件数 154 件のうち、市勝訴等件数は 120 件で、市勝訴率は 78.0%（前年度比 3.5%増）となっている。一方、市敗訴等件数は 16 件で、市敗訴率は 10.4%（同 1.0%減）となっている。

また、相手方が取り下げた事件は 9 件で、これを市の主張に沿った結果と考えれば、判決等全体（154 件）の 83.8%（同 1.4 %減）が市の主張に沿った結果になったといえる。

さらに、市勝訴等件数を事件種別にみると、「建設行政関係」31 件が最も多くなっている。同様に市敗訴等件数をみると、「環境衛生行政関係」3 件が最も多くなっている。

第 18 図 4号住民訴訟における判決等（154 件）の内容別の状況

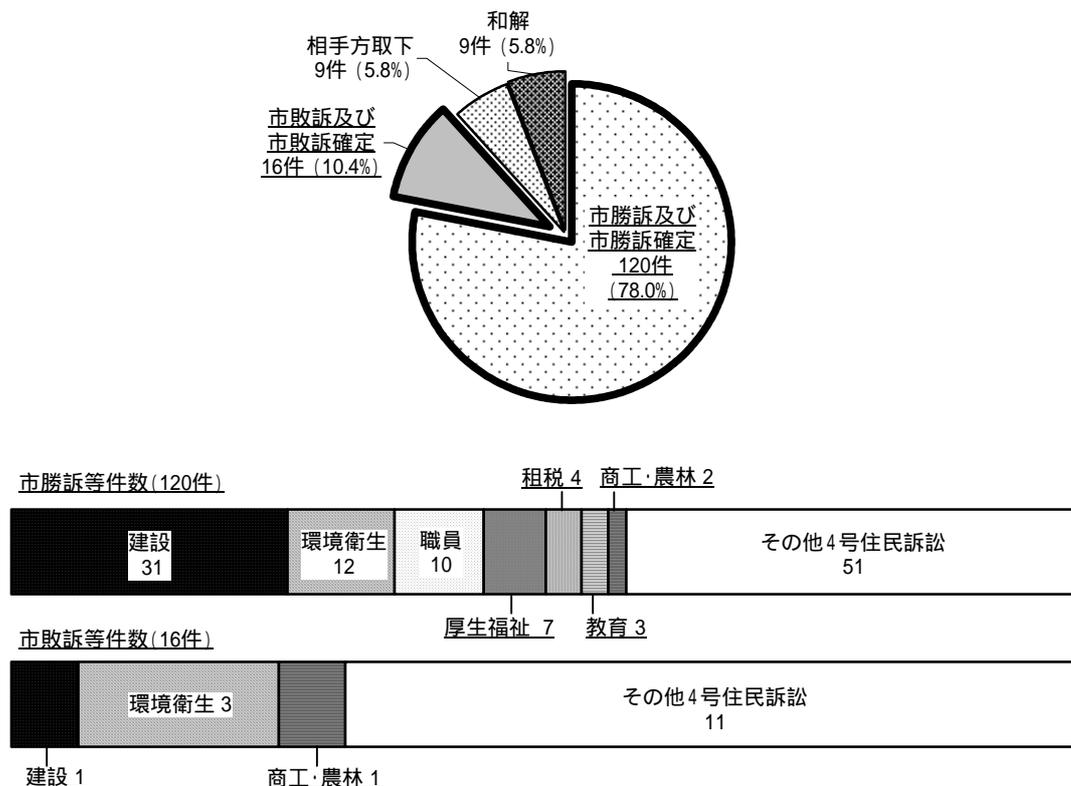


表 46 は、4 号住民訴訟事件における事件種別の市勝訴率及び市敗訴率を示したものである。市勝訴率が最も高いのは、「租税関係」100.0%で、市敗訴率が最も高いのは、「環境衛生行政関係」「商工・農林行政関係」20.0%となっている。

表 46 4 号住民訴訟事件における事件種別の市勝訴率及び市敗訴率

事件種別	市勝訴率 (市勝訴等件数/判決等件数)	事件種別	市敗訴率 (市敗訴等件数/判決等件数)
租税関係	100.0% (4 件/4 件)	環境衛生行政関係	20.0% (3 件/15 件)
建設行政関係	93.9% (31 件/33 件)	商工・農林行政関係	20.0% (1 件/5 件)
職員関係	90.9% (10 件/11 件)	建設行政関係	3.0% (1 件/33 件)
環境衛生行政関係	80.0% (12 件/15 件)	租税関係	0.0% (0 件/4 件)
厚生福祉行政関係	77.8% (7 件/9 件)	職員関係	0.0% (0 件/11 件)
教育行政関係	75.0% (3 件/4 件)	厚生福祉行政関係	0.0% (0 件/9 件)
商工・農林行政関係	40.0% (2 件/5 件)	教育行政関係	0.0% (0 件/4 件)